別記第２号様式

随　意　契　約　結　果　一　覧

北海道原子力環境センター

契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
北海道原子力環境センター等自家用電気工作物保守管理業務	令和６年(2024年)３月２２日	一般社団法人北海道電気保安協会	1,170,840円	当該業務の外部委託を行う場合、電気事業法施行規則第５３条第２項では「委託契約の相手方（法人の場合にあっては保安業務担当者）の主たる連絡場所が当該事業場に遅滞なく到達し得る場所にあること」と定めており、また、経済産業省の内規「主任技術者制度の解釈及び運用」４．（８）では『「遅滞なく到達」とは、２時間以内に到着することを要すること』とされている。 冬期には毎年のように大雪や暴風雪による交通障害が発生する当地域において、年間を通じてこの要件を満たす者（国が指定する法人・個人又は電気保安法人）は、岩内町内に電気主任技術者を常駐させている一般財団法人北海道電気保安協会のみであることから、同者を契約相手方として選定した。 ※　小樽市に該当する個人が数名居住しているが、冬期間の降雪による道路の通行止めが発生した際、２時間以内の到着が不可となり得ることから、選定から除外した。 根拠法令等：地方自治法施行例第１６７条の２第１項第２号 北海道財務規則運用方針第三節関係１の（２）	